

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則... (介護保険課)	193
告 示	
○平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定 (総合企画部所管分 その8) ... (総合企画部総務課)	194
○平成15年度調理師試験の実施 ... (地域保健課)	194
○一般競争入札の実施 ... (産業政策推進室)	196
○大規模小売店舗立地法第5条第1項 (新設) の届出 ... (地域産業課)	197
○土地改良法による道営換地処分 ... (農地調整課)	197
○国土調査の成果の認証 ... (農地調整課)	197
○土地改良区の役員の住所変更の届出 ... (土地改良指導課)	198
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出 ... (土地改良指導課)	198
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定 ... (土地改良指導課)	199
○知事権限に係る保安林の指定 (2件) ... (治山課)	199
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 ... (治山課)	199
○知事権限に係る保安林の指定の解除 ... (治山課)	199
○公共測量の終了の通知 ... (建設部総務課)	200
○道路の区域の決定 ... (道路整備課)	200
○道路の区域の変更 ... (道路整備課)	200
○道路の供用の開始 ... (道路整備課)	202
○道路の区域の変更及び供用の開始 ... (道路整備課)	203
○市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧 ... (都市計画課)	203
○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧 ... (都市計画課)	203
○一般競争入札の実施 ... (物品管理課)	204
支庁告示	
○種馬鈴しょ集荷販売業者の登録の変更 ...	205
道立中央農業試験場告示	
○一般競争入札の実施 (3件) ...	205
道立畜産試験場告示	

○一般競争入札の実施 (2件) ...	208
道立農業大学校告示	
○一般競争入札の実施 ...	210
道札幌土木現業所告示	
○一般競争入札の資格に関する公示 ...	211
○一般競争入札の実施 ...	212
道教育委員会教育長告示	
○一般競争入札の資格に関する公示 ...	213
○一般競争入札の実施 ...	214
道教育庁檜山教育局告示	
○一般競争入札の実施 (2件) ...	215
道教育庁後志教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告 ...	217
道教育庁十勝教育局告示	
○一般競争入札の実施 ...	217
道教育庁釧路教育局告示	
○一般競争入札の実施 (2件) ...	218

公布された規則のあらまし

北海道介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第5号)

- 趣旨及び内容
介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の改正にかんがみ、平成12年度から平成14年度までの財政安定化基金に係る貸付金の償還方法の特例等について定めることとするため、この規則を制定することとした。
- 施行期日
この規則は、公布の日から施行することとした。

規

則

北海道介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年2月25日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第5号

北海道介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則
北海道介護保険財政安定化基金条例施行規則（平成12年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「平成10年政令第413号」の次に「。以下「政令」という。」を加え、「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。

附則を附則第1条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1条を加える。

（平成12年度から平成14年度までの貸付金の償還方法の特例等）

第2条 政令附則第2条第1項の規定により償還期限が平成20年度の末日とされた貸付金の償還方法は、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該貸付金の額を6で除して得た額を、平成15年度から平成20年度までの各年度において償還する方法によるものとする。

2 政令附則第2条第2項の規定により償還期限が平成23年度の末日とされた貸付金の償還

方法は、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該貸付金の額を9で除して得た額を、平成15年度から平成23年度までの各年度において償還する方法によるものとする。

3 政令附則第2条第1項又は第2項の規定により、償還期限が平成20年度又は平成23年度の末日とされた貸付金については、第10条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告**示****北海道告示第240号**

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年2月25日

北海道知事 堀 達 也

（総合企画部所管分 その8）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業 地域住民のニーズに即した映像情報等を提供するための施設及び設備の整備を促進し、電気通信格差の是正を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を行う場合又は市町村が新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業を行う地方公共団体の出資又は拠出に係る法人に補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち次に掲げる経費 (1) 施設・設備費 (2) 用地取得・道路費	市町村が整備を行う場合 3分の1以内 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人が事業を行う場合 4分の1以内	共通第6号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 別に指示する様式	共通第6号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 総合企画部IT推進室情報政策課	

北海道告示第241号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成15年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成15年2月25日

北海道知事 堀 達 也

- 1 試 験 の 日 時 平成15年8月28日（木）午後1時30分から4時まで
- 2 試験地及び試験会場

(1) 試験は、次の表の右欄に掲げる市町村に住所を有する受験者について、それぞれ同表の左欄に掲げる市において行う。

試 験 地	市	町	村
札幌市	札幌市、石狩市、当別町、厚田村、浜益村		

函 館 市	函館市、松前町、福島町、知内町、木古内町、上磯町、大野町、七飯町、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町、鹿部町、砂原町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、熊石町、奥尻町、大成町、瀬棚町、北檜山町、今金町	(2) 試験会場は、出願者に対し受験票により通知する。
小 樽 市	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	3 試験科目及び試験方法 食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論について筆記試験を実施する。
旭 川 市	旭川市、士別市、名寄市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、朝日町、風連町、下川町、美深町、音威子府村、中川町	4 受 験 資 格 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（調理師法附則第3項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者を含む。）であって、多数人に対して飲食物を調理して供与する寄宿舍、学校、病院等の施設又は食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第1号（飲食店営業）、第11号（魚介類販売業）若しくは第28号（そうざい製造業）に掲げる営業において平成15年5月30日までに2年以上調理の業務に従事したもの
室 蘭 市	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、虻田町、洞爺村、大滝村、壮瞥町	5 受験願書の提出先及び受付期間
釧 路 市	釧路市、根室市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、阿寒町、鶴居村、白糠町、音別町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	(1) 提 出 先 札幌市、函館市、小樽市又は旭川市に住所を有する者は、その市の保健所（札幌市においては、各区保健センター内の生活衛生担当課を含む。） その他の市町村に住所を有する者は、上記を除く最寄りの保健所又は支所
帯 広 市	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、忠類村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	(2) 受 付 期 間 平成15年5月26日（月）から30日（金）までとする。 なお、郵送の場合は、平成15年5月30日までの消印のあるものに限り受け付ける。 また、受験に関する書類を受理した後は、これを返還しない。書類に不備があった場合には、受験できないので注意すること。
北 見 市	北見市、網走市、紋別市、東藻琴村、女満別町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、端野町、訓子府町、置戸町、留辺蘂町、佐呂間町、常呂町、生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町	6 提 出 書 類
岩 見 沢 市	夕張市、岩見沢市、美瑛市、江別市、三笠市、新篠津村、北村、栗沢町、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町	(1) 調理師試験受験願書 1部（札幌市、函館市、小樽市又は旭川市の各保健所に提出する場合には、正副2部）
苫 小 牧 市	苫小牧市、白老町、早来町、追分町、厚真町、鶴川町、穂別町、日高町、平取町、門別町、新冠町、静内町、三石町、浦河町、様似町、えりも町	(2) 調理師試験受験者整理カード 写真（出願前3月以内に脱帽して、正面上半身を撮影したもの）をはり付けたもの 1部
稚 内 市	稚内市、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、歌登町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町	7 受 験 手 数 料 6,550円に相当する額面の北海道収入証紙を調理師試験受験願書の所定の欄にはり付け、印章又は署名により消印すること。
千 歳 市	千歳市、恵庭市、北広島市	8 受 験 票 の 送 付 受験願書を受理したときは、試験場所その他受験上の注意事項を記載した受験票を送付する。
滝 川 市	留萌市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村	9 合 格 発 表 平成15年9月25日（木）受験者の住所地を所管する保健所又は支所に受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には、合格証書を送付する。

北海道告示第242号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月25日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
電子計算機（サーバ機器等）一式
- (2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成15年3月20日（木）
- (4) 契 約 期 間 平成15年3月20日から31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年3月19日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (5) 納 入 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎塔屋

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該物品の障害発生時等に、速やかな対応の採れる体制を有すること。
- (4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年2月25日から3月4日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部産業政策推進室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部産業政策推進室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁赤れんが庁舎2階4号会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年3月10日（月）午前10時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部産業政策推進室
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 開札時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者届出書を提出すること。
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道経済部産業政策推進室 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 26 - 253 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。 北海道告示第243号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。 なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年 6 月25日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。 平成15年 2 月25日 北海道知事 堀 達 也 1 届出事項の概要 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)スーパーセンター東神楽 上川郡東神楽町 4 号南 3 (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 代表取締役社長 榎本 昌譽 東京都台東区上野 7 丁目14番 4 号 (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社西條 代表取締役 西條 久喜 名寄市西 3 条南 6 丁目28番地 (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成15年10月 1 日 (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 14,526㎡ (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ア 駐車場の収容台数 926台 イ 駐輪場の収容台数 110台 ウ 荷さばき施設の面積 809㎡ エ 廃棄物等の保管施設の容量 95㎡		(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前 9 時から午後 9 時50分まで イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時30分から午後10時まで ウ 駐車場の自動車の出入口の数 5 箇所 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 7 時から午後 4 時まで 2 届出年月日 平成15年 2 月14日 3 届出書等の縦覧 (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課、北海道上川支庁商工労働観光課及び東神楽町企画振興課 (2) 縦覧期間 平成15年 2 月25日（火）から 6 月25日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） (3) 縦覧時間 午前 9 時から午後 5 時15分まで。ただし、東神楽町は午前 8 時30分から午後 5 時まで 北海道告示第244号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、新十津川町徳富地区（三井・数内・坂本工区）の換地処分をした。 平成15年 2 月25日 北海道知事 堀 達 也 北海道告示第245号 国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、次の国土調査の成果を 認証した。 平成15年 2 月25日 北海道知事 堀 達 也 成果の名称 調査を行った者 調査を行った地域 調査を行った期間 認証年月日 浦幌町 十勝郡 字万年、字 平成12年 5 月25日から 平成15. 2.17 地籍図・地籍簿 浦幌町 静内、字昆 平成14年 9 月 3 日まで
---	--	--

布刈石の各一部
 豊富町 天塩郡 豊富町の一部 平成12年5月25日から 平成15. 2.17
 地籍図・地籍簿 豊富町

北海道告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北檜山土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成15年2月25日

北海道知事 堀 達 也

理 事 ・ 氏 名	住 所	変 更 前	変 更 後
監 事 長 沼 敏文		瀬棚郡北檜山町字西丹羽616番地	瀬棚郡北檜山町字西丹羽617番地の11

北海道告示第247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成15年2月25日

北海道知事 堀 達 也

厚沢部土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理 事 ・ 氏 名	住 所
就任	平成15. 2.11	理 事 若佐 清春	檜山郡厚沢部町字美和300番地
同	同	同 下川部耕二	同 字稲見28番地の7
同	同	同 山本 貢司	同 字中館11番地の4
同	同	同 斉藤 武雄	同 字当路506番地
同	同	同 川村 英樹	同 字鶉570番地の1
同	同	同 進藤 幸雄	同 鶉町160番地
同	同	監 事 佐藤 誠紘	同 字新栄205番地
同	同	同 奈良 正人	同 鶉町41番地の1
退任	同 15. 2.10	理 事 若佐 清春	同 字美和300番地
同	同	同 山田 正栄	同 字富栄219番地の1
同	同	同 浜谷 栄	同 字上里288番地
同	同	同 下川部耕二	同 字稲見28番地の7

同	同	同	伊勢谷誠基	同	南館町202番地
同	同	同	山畔 敏道	同	字富里226番地
同	同	同	山本 貢司	同	字中館11番地の4
同	同	同	斉藤 武雄	同	字当路506番地
同	同	同	庄山 信正	同	字鶉396番地の5
同	同	同	進藤 幸雄	同	鶉町160番地
同	同	同	水上 信昭	同	字相生57番地の6
同	同	同	石若 稔	同	字木間内158番地の2
同	同	監 事	佐々木 晶	同	字滝野650番地
同	同	同	佐藤 誠紘	同	字新栄205番地
同	同	同	奈良 正人	同	鶉町41番地の1

北檜山土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理 事 ・ 氏 名	住 所
就任	平成15. 2.13	理 事 大東 満彦	瀬棚郡北檜山町字愛知423番地の8
同	同	同 江上 英章	同 字徳島12番地
同	同	同 大庭 祐一	同 字西丹羽355番地の1
同	同	同 吉田 実	同 字東丹羽223番地の1
同	同	同 山田 康夫	同 字栄309番地
同	同	同 酒井 誠一	同 字若松867番地の2
同	同	同 近藤 茂樹	同 字二俣212番地
同	同	監 事 北條 隆夫	同 字徳島596番地
同	同	同 長沼 敏文	同 字西丹羽617番地の11
同	同	同 赤井 富夫	同 字富里239番地の5
退任	同 15. 2.12	理 事 安藤 良一	同 字愛知1184番地
同	同	同 内田 東一	同 字徳島8番地の13
同	同	同 大庭 祐一	同 字西丹羽355番地の1
同	同	同 吉田 実	同 字東丹羽223番地の1
同	同	同 蓬田 稔	同 字二俣289番地
同	同	同 山田 康夫	同 字栄309番地
同	同	同 赤井 富夫	同 字富里239番地の5
同	同	監 事 笹井 誠	同 徳島902番地
同	同	同 長沼 敏文	同 字西丹羽617番地の11

北海道告示第248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。
 その関係書類は、平成15年2月26日から20日間、一般の縦覧に供する。
 平成15年2月25日

北海道知事 堀 達 也			
事業主体名	地 区 名	事業の種類	縦 覧 場 所
美 瑛 町	しろがね	維持管理	北海道上川支庁
上富良野町	同	同	同
中富良野町	同	同	同
中 川 町	誉 平	同	同

北海道告示第249号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。
 平成15年2月25日

北海道知事 堀 達 也	
1 保安林の所在場所	礼文郡礼文町大字香深村字チャシトンス492・493の5・493の20（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
2 指 定 の 目 的	土砂の崩壊の防備
3 指 定 施 業 要 件	
(1) 立木の伐採の方法	
ア 主伐は、択伐による。	
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(2) 立木の伐採の限度	
次のとおりとする。	
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）	

北海道告示第250号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指

定する。
 平成15年2月25日

北海道知事 堀 達 也	
1 保安林の所在場所	礼文郡礼文町大字香深村字尺忍56・字ワウス583の1・字シャクニン159の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、312、355
2 指 定 の 目 的	なだれの危険の防止
3 指 定 施 業 要 件	
(1) 立木の伐採の方法	
ア 主伐は、択伐による。	
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(2) 立木の伐採の限度	
次のとおりとする。	
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）	

北海道告示第251号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
 平成15年2月25日

北海道知事 堀 達 也	
1 解除予定保安林の所在場所	河東郡音更町字豊田東4線59の8・59の10・字豊田東5線59の5・59の6・字豊田東6線60の7・60の8（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的	風害の防備
3 解 除 の 理 由	農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び音更町役場に備え置いて縦覧に供する。）	

北海道告示第252号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年2月25日

北海道知事 堀 達 也

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町字中士幌165の5・165の42（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 厚岸郡浜中町大字散布村字藻散布40・字散布1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第253号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年2月25日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成14年11月20日から平成15年1月31日まで

- 3 作業地域 砂原町

北海道告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年2月25日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 女満別空港インター線
- 3 道路の区域
- | 区 間 | 敷地の幅員 | 延長 | 国道等との重複区間 |
|--|------------------|---------|----------------------|
| 網走郡女満別町字中央202番1地先（道道女満別空港線交点）から網走郡女満別町字中央203番1地先まで | 29.80mから50.90mまで | 100.00m | 道道女満別空港線における11.90mの間 |

北海道告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年2月25日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所
- | 路線名 | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 国道等との重複区間 | 縦 覧 場 所 |
|---------|--|--------|------------------|-----------|-----------|------------|
| 支 笏 湖 線 | 千歳市美笛国有林石狩森林管理署6122林班い小班地先から千歳市奥澤国有林石狩森林管理署6126林班い小班地先まで | 前 | 9.04mから40.40mまで | 3,040.00m | — | 北海道札幌土木現業所 |
| | | 後 | 13.73mから88.64mまで | 3,040.00m | — | |
| 旭川芦別線 | 深川市音江町字内園471番1地先から深川市音江町字更進98番1地先まで | 前 | 8.50mから33.93mまで | 680.91m | — | 同 |

小 平 幌 加 内 線	雨竜郡幌加内町字長留内615番 1 地先から 雨竜郡幌加内町字清月9363番 1 地先まで	後	8.50m から 33.93m まで	680.91m	—	北海道札幌土木現業所
		後	21.45m から 53.89m まで	671.77m	—	
		前	13.48m から 27.10m まで	950.55m	—	
		後	19.68m から 39.66m まで	950.55m	—	
深 川 多 度 志 線	深川市一已町字一已1863番361地先から 深川市一已町字中の沢1281番39地先まで	前	12.85m から 28.48m まで	946.44m	—	同
		後	12.85m から 28.48m まで	946.44m	—	
		後	22.30m から 39.23m まで	944.57m	—	
蔭の台朱鞠内線停車場	雨竜郡幌加内町字朱鞠内6714番 2 地先から 雨竜郡幌加内町字朱鞠内8824番 1 地先まで	前	16.27m から 82.63m まで	1,171.50m	一般国道275号における26.61mの間	同
		後	16.27m から 82.63m まで	1,171.50m	一般国道275号における26.61mの間	
		後	22.48m から 110.89m まで	1,094.50m	一般国道275号における20.48mの間	
豊 浦 洞 爺 線	虻田郡洞爺村字成香55番 8 地先（一般国道230号交点）から 虻田郡洞爺村字洞爺町146番 4 地先まで 虻田郡洞爺村字洞爺町349番20地先から 虻田郡洞爺村字洞爺町146番 4 地先まで 虻田郡洞爺村字成香55番 8 地先（一般国道230号交点）から 虻田郡洞爺村字洞爺町146番 4 地先まで 虻田郡洞爺村字洞爺町349番20地先（一般国道230号交点） から虻田郡洞爺村字洞爺町146番 4 地先まで	前	10.50m から 55.50m まで	2,457.00m	一般国道230号における69.00mの間	北海道室蘭土木現業所
		前	12.50m から 105.50m まで	4,108.00m	一般国道230号における682.50mの間	
		後	10.50m から 55.50m まで	2,457.00m	一般国道230号における69.00mの間	
		後	12.50m から 105.50m まで	4,108.00m	一般国道230号における682.50mの間	
		前	21.80m から 21.80m まで	20.03m	—	
		後	21.80m から 49.54m まで	20.03m	—	
訓 子 府 津 別 線	網走郡津別町字沼沢204番 1 地先から 網走郡津別町字沼沢204番 1 地先まで	前	10.05m から 34.80m まで	116.00m	—	北海道網走土木現業所
		後	11.00m から 48.60m まで	114.80m	—	
網 走 端 野 線	網走郡女満別町字住吉180番 1 地先から 網走郡女満別町字住吉197番 4 地先まで	前	22.32m から 86.50m まで	1,118.24m	—	同

笹 川 土 幌 線	河東郡鹿追町笹川北9線10番26地先から 河東郡音更町字西中音更北15線6番18地先まで	後	22.32mから 98.86mまで	1,118.24m	—	北海道帯広土木現業所
		後	10.70mから 45.27mまで	660.90m	—	
		前	11.00mから 51.00mまで	11,244.78m	一般国道274号重複 L = 6.00m 道道東瓜幕芽室線重複 L = 2,781.78m	
		前	7.27mから 31.00mまで	8,497.55m	一般国道274号重複 L = 11.60m 道道東瓜幕芽室線重複 L = 5.65m	
帯 広 浦 幌 線	河東郡鹿追町笹川北9線10番26地先から 河東郡音更町字西中音更北15線6番18地先まで	後	11.00mから 51.00mまで	11,244.78m	一般国道274号重複 L = 6.00m 道道東瓜幕芽室線重複 L = 2,781.78m	同
		後	7.27mから 31.00mまで	8,497.55m	一般国道274号重複 L = 11.60m 道道東瓜幕芽室線重複 L = 5.65m	
		前	7.50mから 36.50mまで	2,098.65m	一般国道241号重複 L = 10.50m	
		前	7.26mから 10.90mまで	365.60m	一般国道241号重複 L = 12.50m	
幸 福 イ ン タ ー 線	河東郡音更町木野大通東6丁目1番（一般国道241号交点） 地先から河東郡音更町宝来南1条7丁目1番43地先まで 河東郡音更町木野大通東12丁目1番1（一般国道241号交点） 地先から河東郡音更町木野大通東12丁目4番1地先まで 河東郡音更町宝来北2条3丁目1番6地先から 河東郡音更町宝来北2条4丁目1番16地先まで 河東郡音更町木野大通東6丁目1番（一般国道241号交点） 地先から河東郡音更町宝来南1条7丁目1番43地先まで 河東郡音更町木野大通東12丁目1番1（一般国道241号交点） 地先から河東郡音更町木野大通東12丁目4番1地先まで 河東郡音更町宝来北2条3丁目1番6地先から 河東郡音更町宝来北2条4丁目1番16地先まで	前	23.00mから 48.90mまで	176.52m	—	同
		後	7.50mから 36.50mまで	2,098.65m	一般国道241号重複 L = 10.50m	
		後	25.17mから 70.60mまで	365.60m	一般国道241号重複 L = 12.50m	
		後	23.00mから 48.90mまで	176.52m	—	
幸 福 イ ン タ ー 線	帯広市幸福町東6線166番3地先から 帯広市幸福町東2線163番18地先まで	前	15.51mから 31.00mまで	1,994.90m	道道新帯広空港線重複 L = 18.32m	同
		後	31.35mから 62.78mまで	2,144.53m	道道新帯広空港線重複 L = 18.32m	

の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成15年2月25日				道道 江別長沼線 空知郡南幌町3760番5地先から 同 空知郡南幌町1757番地先まで				
北海道知事 堀 達 也								
路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日				北海道告示第257号				
道道 恵庭栗山線 夕張郡長沼町733番1地先から 平成15.2.25 夕張郡長沼町6561番地先まで				道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。				
道道 舞鶴追分線 夕張郡長沼町字馬追原野1396番1地先から 同 夕張郡長沼町字馬追原野1396番5地先まで				その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成15年2月25日				
				北海道知事 堀 達 也				
1 道路の種類 道道								
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所								
路 線 名 区 間				変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
夕 張 長 沼 線 夕張郡長沼町242番5地先から 夕張郡長沼町1番15地先まで				前	18.24mから 30.80mまで	541.00m	道道札幌夕張線における 31.00mの間	北海道札幌土木現業所
				後	18.24mから 30.80mまで	541.00m	道道札幌夕張線における 31.00mの間	
美 深 中 頓 別 線 枝幸郡歌登町大奮3041番1地先から 枝幸郡歌登町大奮4398番1地先まで				前	16.00mから 42.00mまで	1,240.00m	――	北海道稚内土木現業所
				前	21.50mから 48.70mまで	1,228.85m	――	
				後	21.50mから 48.70mまで	1,228.85m	――	
本 別 留 辺 蘂 線 足寄郡足寄町喜登牛国有林十勝東部森林管理署91林班と小班 地先から足寄郡足寄町喜登牛国有林十勝東部森林管理署91林 班は小班地先まで				前	21.00mから 23.80mまで	140.00m	――	北海道帯広土木現業所
				後	21.00mから 41.00mまで	140.00m	――	
北海道告示第258号								
都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成15年2月25日				富良野都市計画高度利用地区 同				
北海道知事 堀 達 也				北海道告示第259号				
都 市 計 画 の 種 類 市町村名				都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成15年2月25日				
室蘭圏都市計画地区計画（入江地区） 室 蘭 市								
富良野都市計画第一種市街地再開発事業 富良野市								

北海道知事 堀 達 也

都 市 計 画 の 種 類	市町村名
函館圏都市計画用途地域	函 館 市
函館圏都市計画公園	同
函館圏都市計画用途地域	大 野 町
旭川圏都市計画用途地域	鷹 栖 町
旭川圏都市計画地区計画（北野東地区）	同
室蘭圏都市計画用途地域	室 蘭 市
釧路圏都市計画公園	釧 路 市
名寄都市計画用途地域	名 寄 市
森都市計画用途地域	森 町
今金都市計画用途地域	今 金 町

北海道告示第260号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月25日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

チューブファイル 2,380冊

- (2) 納 入 期 日 平成15年3月31日

- (3) 納 入 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 建設部建設管理室技術管理課ほか

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎1階出納局入札室
- (2) 入 札 日 時 平成15年3月10日 午後2時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道出納局物品管理課

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成15年3月7日 正午
- (2) 提 出 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課

11 そ の 他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道出納局物品管理課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 32 - 288					(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。				
(4) この入札及び契約を中止することが有り得る。					(3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで				
(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。					(4) 履 行 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場				
(6) この入札の執行は、公開する。					庁舎及び北海道岩見沢市上幌向町217番地 北海道立中央農業試験場岩見沢試験地庁舎				
(7) 詳細は、入札説明書による。									
支 庁 告 示									
北海道網走支庁告示第7号									
北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例施行規則（昭和27年北海道規則第162号）第17条の3第1項の規定により、次のとおり種馬鈴しょ集荷販売業者の登録事項に変更があった旨の届出があった。									
平成15年2月25日									
北海道網走支庁長 太 田 敏 夫									
〈変更事項〉									
集荷地域									
〈変更前〉									
登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所	氏 名 又 は 名 称	集荷地域					
網走第6号	平成13. 8. 13	斜里郡清里町 羽衣町2番地	清里町農業協同組合 代表理事組合長 石川 頼明	清里町、 端野町、 置戸町					
〈変更後〉									
登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所	氏 名 又 は 名 称	集荷地域					
網走第6号	平成13. 8. 13	斜里郡清里町 羽衣町2番地	清里町農業協同組合 代表理事組合長 石川 頼明	東藻琴村、 清里町、 端野町、 置戸町					
道立中央農業試験場告示									
北海道立中央農業試験場告示第1号									
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。									
平成15年2月25日									
北海道立中央農業試験場長 下 野 勝 昭									
1 入 札 に 付 す る 事 項									
(1) 調達をする役務の名称及び数量 北海道立中央農業試験場庁舎等清掃業務 一式									
(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。									
(3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで									
(4) 履 行 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場									
庁舎及び北海道岩見沢市上幌向町217番地 北海道立中央農業試験場岩見沢試験地庁舎									
2 入札に参加する者に必要な資格									
次のいずれにも該当すること。									
(1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。									
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。									
3 条件付一般競争入札参加資格の審査									
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。									
ア 申 請 の 時 期 平成15年2月25日から3月11日まで									
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。									
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 069 - 1395 北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場総務部総務課									
(2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。									
4 契約条項を示す場所									
北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場総務部総務課									
5 入札執行の場所及び日時									
(1) 入 札 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場講堂									
(2) 入 札 日 時 平成15年3月17日 午後2時									
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。									
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。									
6 入 札 保 証 金									
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。									
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」とい									

う。)第147条から第150条までの定めるところによる。

7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
北海道立中央農業試験場総務部総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 最低制限価格

設定している。

10 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

12 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立中央農業試験場総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 069 - 1395 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
電話番号 01238 - 9 - 2001 内線 205

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月25日

北海道立中央農業試験場長 下 野 勝 昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 北海道立中央農業試験場庁舎等警備業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場
庁舎及び北海道岩見沢市上幌向町217番地 北海道立中央農業試験場岩見沢試験地庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年2月25日から3月11日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 069 - 1395 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
北海道立中央農業試験場総務部総務課

(2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号

北海道立中央農業試験場講堂

(2) 入 札 日 時 平成15年3月17日 午後2時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 郵便等による入札
郵便又は電報による入札は、認めない。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
北海道立中央農業試験場総務部総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 9 最低制限価格
設定している。
- 10 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 11 契約書作成の要否
要
- 12 そ の 他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道立中央農業試験場総務部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 069 - 1395 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
電話番号 01238 - 9 - 2001 内線 205

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道立中央農業試験場告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月25日

北海道立中央農業試験場長 下 野 勝 昭

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道立中央農業試験場庁舎及び温室暖房等業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで。ただし、平成15年5月11日から10月14日までの期間は除く。
- (4) 履 行 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場庁舎及び温室

2 入札に参加する者に必要な資格

平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定するパイラー等運転操作の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場講堂
- (2) 入 札 日 時 平成15年3月17日 午後2時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
北海道立中央農業試験場総務部総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道立中央農業試験場総務部総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 069 - 1395 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
電話番号 01238 - 9 - 2282
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) この入札は、最低制限価格を設定している。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

道 立 畜 産 試 験 場 告 示

北海道立畜産試験場告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月25日

北海道立畜産試験場長 田 村 千 秋

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 北海道立畜産試験場庁舎清掃業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地
北海道立畜産試験場庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約の条項を示す場所

北海道上川郡新得町字新得西5線39番地 北海道立畜産試験場総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地
北海道立畜産試験場講堂
- (2) 入 札 日 時 平成15年3月12日（水）午後1時30分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地
北海道立畜産試験場総務部総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

- (1) 最低制限価格の設定
最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札であっても落札者となら

ない。 (2) 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提出期限 平成15年3月7日（金） (2) 提出場所 郵便番号 081 - 0038 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地 北海道立畜産試験場総務部総務課 11 その他 (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札の参加する者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道立畜産試験場総務部総務課 イ 所在地 郵便番号 081 - 0038 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地 電話番号 01566 - 4 - 5321 内線 2210 (4) この入札及び契約は、調達手続きの停止等があり得る。 (5) 詳細は、入札説明書による。 北海道立畜産試験場告示第3号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年2月25日 北海道立畜産試験場長 田村千秋 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 北海道立畜産試験場庁舎等警備業務 一式	(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで (4) 履行場所 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地 北海道立畜産試験場庁舎及び附属施設 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年度北海道告示第9号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 3 契約の条項を示す場所 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地 北海道立畜産試験場総務部総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地 北海道立畜産試験場講堂 (2) 入札日時 平成15年3月12日（水）午後2時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地 北海道立畜産試験場総務部総務課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 (1) 最低制限価格の設定 最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札であっても落札者とならない。 (2) 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低
---	--

制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否
要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成15年3月7日（金）
- (2) 提出場所 郵便番号 081 - 0038 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地
北海道立畜産試験場総務部総務課

11 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札の参加する者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立畜産試験場総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 081 - 0038 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地
電話番号 01566 - 4 - 5321 内線 2210

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

道 立 農 業 大 学 校 告 示

北海道立農業大学校告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月25日

北海道立農業大学校長 安 東 正 史

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 乳用牛飼育用飼料Ⅰ	1 kg当たりの単価	調達予定数量	45,000kg
イ 乳用牛飼育用飼料Ⅱ	同		38,000kg
ウ 若令育成用飼料	同		28,000kg

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 北海道立農業大学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 十勝管内に本社・営業所等の事務所を有すること。
- (4) 年間を通じ、同一銘柄を供給できること。

3 契約条項を示す場所

北海道中川郡本別町西仙美里25番地1 北海道立農業大学校総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1
北海道立農業大学校会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年3月24日（月）午後1時30分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1
北海道立農業大学校総務部総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提出期限 平成15年3月20日(木)午後5時 (2) 提出場所 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1 北海道立農業大学校総務部総務課 11 その他 (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道立農業大学校総務部総務課 イ 所在地 郵便番号 089 - 3675 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1 電話番号 01562 - 4 - 2121 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。	(1) 契 約 平成15年2月25日に一般競争入札の公告を行う北海道札幌土木現業所の複写サービスの供給に係る契約 (2) 資 格 北海道札幌土木現業所の複写サービスの供給の資格(以下「資格」という。) (3) 役 務 の 種 類 北海道札幌土木現業所の複写サービスの供給 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。 (4) 道税を滞納している者でないこと。 (5) 平成15年2月25日において引き続き2年以上その供給事業を営んでいること。 (6) 北海道札幌土木現業所の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその付属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。 (7) 当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に掲げる協業組合(以下「協業組合」という。)については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法3条第4号に掲げる企業組合(以下「企業組合」という。)及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年2月25日から3月7日までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道札幌土木現業所
道 札 幌 土 木 現 業 所 告 示 北海道札幌土木現業所告示第3号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第157条の1第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成15年2月25日 北海道札幌土木現業所長 佐 藤 功 1 資格及び調達をする役務の種類 平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。	

イ 提出先の所在地 札幌市中央区南11条西16丁目

5 資格審査の再申請

- (1) 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道札幌土木現業所告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月25日

北海道札幌土木現業所長 佐 藤 功

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道札幌土木現業所の複写サービスの供給

- ア デジタル複写機（白黒） 5台
イ 同（カラー） 6台
ウ 同（白黒・ファックス機能付き） 2台
エ 同（カラー・ファックス機能付き） 1台
オ 同（カラー・プリンター機能付き） 1台

各デジタル複写機については、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範

囲内で、平成18年3月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 履行場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道札幌土木現業所告示第3号に規定する複写サービスの供給に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道札幌土木現業所3階第1・2会議室
(2) 入札日時 平成15年3月17日（月）午後1時30分
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた各予定価格（単価）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札価格（単価）にそれぞれの予定供給枚数を乗じて得た額の合計額）が最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しないもののした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札並びにこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き相当価格（単価及び入札総価額）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。） (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 064 - 0811 札幌市中央区南11条西16丁目 電話番号 011 - 561 - 0201 内線 206 (4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	(4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (5) 平成15年2月1日現在において引き続き2年以上運送業務を営んでいること。 (6) 平成15年2月1日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 (7) 道が契約する地域に向けた運送が確保できること。 (8) 航空便の取扱いができること。 (9) 道内（離島を除く。）については、運送業務の全部又は大部分を直接行うことが可能であること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(6)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
道教育委員会教育長告示	
北海道教育委員会教育長告示第3号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成15年2月25日 北海道教育委員会教育長 相 馬 秋 夫 1 資格及び調達をする役務の種類 平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成15年2月25日に一般競争入札の公告を行う北海道教育庁託送業務 (2) 資 格 北海道教育庁託送業務の資格（以下「資格」という。） (3) 特定役務の種類 北海道教育庁託送業務 2 資格要件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道税を滞納している者でないこと。	4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年3月5日から14日までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道教育庁企画総務部財務課 イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者で、その構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道教育委員会教育長告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月25日

北海道教育委員会教育長 相 馬 秋 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 調達をする役務の名称	北海道教育庁託送業務	各単位当たりの単価
イ 数量	調達予定数量	梱 包
	個建て運送	2,940個
	人事給与出力帳等	3,774個
		748個

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道教育委員会教育長告示第3号に規定する北海道教育庁託送業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁企画総務部財務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館7階1号会議室

(2) 入 札 日 時 平成15年3月25日（火）午後2時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 郵便番号 060 - 8544 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁企画総務部財務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁企画総務部財務課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8544 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 161

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (7) この入札の執行は、公開する。 (8) 詳細は、入札説明書による。	(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地 3 北海道教育庁檜山教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地 3 北海道檜山合同庁舎講堂別館 4 階 (2) 入 札 日 時 平成15年 3 月14日 (金) 午前11時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) 相当額を含む) の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の 7 及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地 3 北海道教育庁檜山教育局企画総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。 9 最低制限価格 設定している。 10 落札者の決定方法 財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。ただし、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならない。 11 契約書作成の要否 要 12 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、 2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当す
道教育庁檜山教育局告示	
北海道教育庁檜山教育局告示第 2 号 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。 平成15年 2 月25日 北海道教育庁檜山教育局長 内 田 幹 秀 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 檜山管内道立学校警備業務委託 一式 委 託 対 象 校 北海道江差高等学校、北海道檜山北高等学校、北海道奥尻高等学校、北海道熊石高等学校、北海道江差南高等学校、北海道上ノ国高等学校及び北海道今金高等養護学校 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成15年 4 月 1 日から平成16年 3 月31日まで (4) 履 行 場 所 (1)の委託対象校による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第 9 号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 檜山管内での当該契約の履行が可能なこと。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、 2 の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成15年 2 月25日 (火) から 3 月 6 日 (木) まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 043 - 8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地 3 北海道教育庁檜山教育局企画総務課	

る金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁檜山教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 043 - 8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
電話番号 01395 - 2 - 1010 内線 3115

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開とする。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道教育庁檜山教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月25日

北海道教育庁檜山教育局長 内 田 幹 秀

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

檜山管内道立学校ボイラー等管理業務委託 一式

委 託 対 象 校 北海道江差高等学校、北海道檜山北高等学校、北海道奥尻高等学校、北海道江差南高等学校及び北海道今金高等養護学校

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 (1)の委託対象校による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 檜山管内での当該契約の履行が可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年2月25日（火）から3月6日（木）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 043 - 8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3
北海道教育庁檜山教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 北海道教育庁檜山教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3

北海道檜山合同庁舎講堂別館4階

(2) 入 札 日 時 平成15年3月14日（金）午前11時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3

北海道教育庁檜山教育局企画総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 最低制限価格

設定している。

10 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも

って入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。ただし、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならない。 11 契約書作成の要否 要 12 その他 (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁檜山教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 043 - 8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3 電話番号 01395 - 2 - 1010 内線 3115 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は入札説明書による。	3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 三浦理化産業株式会社 (2) 住 所 札幌市北区麻生町6丁目1番24号 4 落札金額 30,900,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成14年北海道教育庁後志教育局告示第5号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
道教育庁後志教育局告示 北海道教育庁後志教育局告示第5号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成15年2月25日 北海道教育庁後志教育局長 下 田 清 治 1 落札に係る物品等の名称及び数量 インキュベーター（恒温培養器）ほか30品目 164点 2 落札を決定した日 平成15年1月31日	
道教育庁十勝教育局告示 北海道教育庁十勝教育局告示第11号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年2月25日 北海道教育庁十勝教育局長 井 川 弘 1 入札に関する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 CCDカメラ 72台 (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成15年3月31日（月） (4) 納 入 場 所 十勝管内道立学校24校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする	

者はアからウまで定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年2月25日から3月6日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁3階講堂

(2) 入 札 日 時 平成15年3月7日（金）午後1時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便による入札

可（ただし、郵便により入札をした者は再度入札に参加することができない。

なお、郵送による場合は、郵便番号 080 - 8588 北海道教育庁十勝教育局企画総務課あてに平成15年3月6日までに必着のこと。）

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

11 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁釧路教育局告示

北海道教育庁釧路教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月25日

北海道教育庁釧路教育局長 木 村 征 範

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 道立学校ボイラー等管理業務委託（釧路市東地区） 一式

委 託 対 象 校 釧路湖陵高等学校、釧路江南高等学校、釧路工業高等学校及び釧路聾学校

イ 道立学校ボイラー等管理業務委託（釧路市西地区） 一式

委 託 対 象 校 釧路商業高等学校、釧路北高等学校、釧路西高等学校及び釧路養護学校

ウ 道立学校ボイラー等管理業務委託（釧路郡部地区） 一式

委 託 対 象 校 釧路東高等学校、厚岸水産高等学校、厚岸潮見高等学校、標

茶高等学校、弟子屈高等学校、阿寒高等学校及び白糠高等学校 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで (4) 履 行 場 所 (1)のアからウまでに掲げる委託対象校による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 釧路支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成15年2月25日から3月7日まで イ 申 請 の 方 法 申請書の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085 - 0835 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 北海道釧路支庁別館北海道教育庁釧路教育局会議室 (2) 入 札 日 時 平成15年3月17日（月）午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭	和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局企画総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、財務規則第155条及び第156条の規定により定めた最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他 (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100の分5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁釧路教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 085 - 0835 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 電話番号 0154 - 41 - 1131 内線 3117 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。 北海道教育庁釧路教育局告示第3号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
--	--

平成15年2月25日

北海道教育庁釧路教育局長 木 村 征 範

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 道立学校警備業務委託（釧路市東地区） 一式

委託対象校 釧路湖陵高等学校、釧路江南高等学校、釧路工業高等学校及び釧路聾学校

イ 道立学校警備業務委託（釧路市西地区） 一式

委託対象校 釧路商業高等学校、釧路北高等学校、釧路西高等学校及び釧路養護学校

ウ 道立学校警備業務委託（釧路郡部地区） 一式

委託対象校 釧路東高等学校、厚岸水産高等学校、厚岸潮見高等学校、標茶高等学校、弟子屈高等学校、阿寒高等学校及び白糠高等学校

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所 (1)のAからUまでに掲げる委託対象校による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第1956号又は平成14年北海道告示第9号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 釧路支庁管内に本社、支社又は営業所等を有していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はAからUまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年2月25日から3月7日まで

イ 申請の方法 申請書の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085 - 0835 北海道釧路市浦見2丁目1番1号
北海道教育庁釧路教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道釧路市浦見2丁目1番1号

北海道釧路支庁別館北海道教育庁釧路教育局会議室

(2) 入札日時 平成15年3月17日（月）午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道釧路市浦見2丁目1番1号

北海道教育庁釧路教育局企画総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、財務規則第155条及び第156条の規定により定めた最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100の分5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁釧路教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 085 - 0835 北海道釧路市浦見 2 丁目 1 番 1 号

電話番号 0154 - 41 - 1131 内線 3117

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

